

## 二 高等教育機関の多様な展開

(一) 法人化後四年を経た国立大学の状況について

### ① 国立大学の法人化の意義

国立大学及び大学共同利用機関は、平成一五年七月に公布された国立大学法人法により平成一六年四月に法人化され、八九の国立大学法人と四の大学共同利用機関法人（人間文化研究機構等）が発足した。

これまでの国立大学は、国の機関として位置づけられており、国の予算制度や国家公務員法制の下で、教育研究の柔軟な展開に制約があった。国立大学の法人化は、国立大学を国の組織の枠組みから外すことにより、自主性・自律性を拡大し、より競争的な環境の下で、教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大学づくりに取り組み、国民や社会の期待にこたえてその役割を一層しっかりと果たすことを目的とするものである。

国立大学法人制度の特徴として、次のようなものがあげられる。

- (i) 「大学ごとに法人化」し、自主的な大学運営を確保
- (ii) 責任ある経営体制の確立
  - ・ 学外理事を含む役員会を設置し、学長中心の経営体制を確立
- (iii) 「学外者の参画」による運営システムを制度化
  - ・ 理事や経営協議会委員として、学外有識者が経営に直接参画
- (iv) 国家公務員法体系にとられない弾力的な人事システムへの移行
  - ・ 教職員の雇用形態や給与体系・勤務時間体系等の弾力化
- (v) 評価による事後チェック方式へ移行
  - ・ 国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画の達成状況についての評価を実施

### ② 国立大学法人における改革の推進状況

法人化後四年を経た現在、各国立大学法人においては、法人化のメリットを活かし、それぞれの理念・特色に応じて、経営体制の確立、教育・研究の活性化、産学連携・地域貢献の促進、学生支援の充実等、様々な取組が積極的になされており、今後の展開が期待される。各国立大学法人の取組事例については以下のとおり。

#### (i) 教育・研究機能の強化

- 大学の自主判断による特色ある研究組織の設置（金融界と連携して「金融研究センター」設置【東京大学】）
- 学生、卒業生、就職先等による教育効果の検証【秋田大学等】

○ 授業評価の低い教員を中心に役員が授業参観【北見工業大学】

○ 大学の経営戦略に基づく重点的な研究拠点形成（食の安全と安心の観点から家畜衛生全般に及ぶ領域研究【帯広畜産大学】等）

（学長裁量により五つの戦略的研究拠点（Q-I-S-T-A R S）を設置【九州大学】等）

○ 地域の特徴を活かした独創的教育研究の推進（地元金型工業等との連携のもと、大学院工学研究科に金型・

铸造工学専攻を開設し、実践的な教育研究を展開【岩手大学】等）

#### (ii) 地域再生への貢献、産学連携の促進

- 県庁や企業の専門家を専任教員に招へいし、地域貢献、産学連携のための組織を設置【広島大学】
- 国立大学と企業との包括的な連携を推進【九州大学、京都大学等】

○ 研究成果の組織的・効果的社会還元のため、TLOに出資【新潟大学、東京大学】

#### (iii) 学長中心の戦略的経営・非公務員化による弾力的な人事システム

- 学長直属の経営戦略部署を設置し、学長補佐体制を強化【北海道大学等】
- 学長裁量経費により、学長主導の重要施策に資源を重点配分【東京工業大学等】
- 海外のノーベル賞級の研究者を特別な給与で登用【東北大】
- 教員の一部に年俸制を導入【北陸先端科学技術大学院大学等】

○ 新規採用の全教員に任期制を導入【北見工業大学】

○ 教員の研究支援のためのサバティカル制度を導入【お

茶の水女子大学等】

(iv) 学生サービス・支援の充実

○就職相談室に元企業人事担当者を配置【京都工芸繊維大学等】

○成績優秀者等に対する大学独自の奨学金や授業料免除制度【徳島大学、山口大学等】

### ③国立大学の整備充実

国立大学では、個性的かつ魅力的な教育研究を展開するため、様々な教育研究組織の整備が行われている。

(i) 国立大学の再編・統合

国立大学の再編・統合は、教育研究の一層の発展という観点から、各大学間の自主的な検討結果を踏まえて行われている。平成一九年一〇月には、教育研究における「国際性」の充実・発展や運営基盤の強化等を図るため、大阪大学と大阪外国語大学が統合した。国立大学は平成一四年四月には一〇一大学存在したが、これまで一四組二九大学が統合し、現在八六大学となっている。

(ii) 学部の整備充実

平成一九年度においては、学問の進展に対応し社会的要請の強い人材を養成するため、各大学において学部等の整

備が行われた。筑波大学では、養成する人材をより明確にするために、教育分野の特性に配慮した学群の改組を行った。また、観光分野において、我が国における経済活動・地域振興等に重要な役割を果たし、観光を牽引していく人材を養成するために、和歌山大学が経済学部を観光学を、琉球大学が法文学部に産業経営学科を設置した。

(iii) 大学院の整備充実

平成一九年度においては、高度の専門性を要する職業に従事するために必要とされる専門的知識及びその能力の育成に特化した実践的教育を行う高度専門職業人を養成する専門職大学院として、東京大学が医学系研究科に公共健康医学専攻を、鹿児島大学が臨床心理学研究科を設置した。

また、八大学が国際広報メディア・観光学院など一七研究科等を、二四大学が食品流通安全管理専攻など五一専攻を設置した。

(二) 公立大学の法人化について

公立大学が、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。特に地

方公共団体が設置・管理するという性格から、設置者である地方公共団体の政策をより直接的に体现するという役割を担ってきており、各大学の設置目的に添って、今後とも、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展や国際社会への貢献が期待されている。

なお、平成一八年度に三大学（うち一大学は大学院大学）が新設され、平成一九年四月現在では七六大学（募集停止中のものを除く。）が設置されており、国公私立大学（短期大学を除く。）に占める割合は一〇%超、学生の割合は、五%弱になっている。近年、高齢化社会の到来等に伴い、保健衛生関係大学を中心に大学数が急速に増加している。

また、平成一六年四月に、地方独立行政法人とその一類型としての公立大学法人について定める「地方独立行政法人法」が施行され、これにより公立大学も、設置者である地方公共団体の判断により法人化することが可能となっている。

公立大学の法人化は、大学における教育研究の特性を踏まえつつ、自律的な環境の下、地域社会の要請にこたえて、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かな魅力ある大学づくりを図ることを目的としている。平成一九年度までに三三法人が設立され、平成二〇年度には新た

に四法人が設立される予定となっている。

これまで、各地方公共団体や大学等から、法人の取組に関して情報提供を求める意見が多数寄せられていること、法人数が大幅に増加したこと等を受け、文部科学省として、法人経営、教育研究、地域貢献など幅広い観点で各法人の取組状況、及び法人評価結果等を把握するために、平成一八年度に引き続き、三三法人及び一七設立団体にアンケート調査を実施し、その調査結果を「公立大学の法人化を契機とした特色ある取組」として公表する予定である。

(三) 私立大学の充実

#### ①私立学校の現状

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開し、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。平成一九年現在、私立学校に在学する学生生徒などの割合は、大学・短大で約八割、専修学校・各種学校のほぼ全て、高等学校で約三割、幼稚園で約八割を占めるにいたっている。

一方で、少子化の進行等の社会経済の変化により、個々の学校においては、定員の充足が困難になるなど、経営環

境が一層厳しさを増すことが予想される。そのような中、各学校法人が、個性豊かな学校づくりを推進しつつ、経営基盤のさらなる充実に努めていくことが求められている。

②私立学校への財政措置

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるために、私学助成を行っている。

1 私立大学等に対する助成

①私立大学等経常費補助

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の経常的経費について、学校法人に補助している。平成二〇年度予算においては、定員割れの大学等に対する減額措置を強化するとともに、経営の効率化や学校規模の適正化などの経営改善に取り組む大学等に対する支援を拡充することとし、三二四八億六八〇〇万円を計上している。

②私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

我が国の学術研究の振興を図り、高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及

び専修学校（専門課程）における大型の教育装置などの整備に要する経費について補助を行うほか、学校施設耐震改修事業、リアフリー推進事業及びアスベスト対策工事に要する経費を補助している。平成二〇年度においては、一〇五億五六七万円を計上している。

③私立大学等研究設備整備費補助

私立大学における学術研究に必要な研究設備並びに私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における学術研究又は教育に必要な情報処理関係設備の整備費について補助している。平成二〇年度においては、五二億六九一〇万円を計上している。

2 私立高等学校等に対する補助

①私立高等学校等経常費助成費等補助

私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校の都道府県が行う私立高等学校等の経常費助成費に対して国が補助することにより、各都道府県の私学助成の充実に図っている。また、全国的な視点から、教育への意欲に富み、独創的かつ着実な教育を行う私立学校や、特別な支援が必要な私立高等学校等に対して国が補助することとし、平成二〇年度において

は、一〇三八億五〇〇〇万円を計上している。

②私立高等学校等施設高機能化整備費補助

私立高等学校等の施設整備については、①校内LAN、施設のバリアフリー化等のための改造工事、②防災機能や安全機能強化のための施設整備、③環境に配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備に要する経費を補助することとし、平成二〇年度においては、二〇億七八〇〇万円を計上している。

③私立高等学校等IT教育設備整備推進事業

私立高等学校等において、コンピュータをはじめとするIT機器の購入費の一部を補助するもので、平成二〇年度においては、一〇億円を計上している。

3 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育研究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学校の老朽校舎等の建て替え整備事業を含む学校法人の資金需要を勘案し、六〇〇億円の貸付を計画している。

③私立学校に関する税制

私立学校を設置する学校法人については、その公益性を

考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税とされている。また、収益事業から生じた所得についても、法人税の軽減税率が適用される。

他方、学校法人への寄附者については、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附の場合、個人寄付については、総所得の四〇％から五〇〇〇円を除いた額について寄附金控除が認められている。一方、平成二〇年度の税制改正においては、企業等から特定公益増進法人（学校法人を含む）等に対する寄附金について、損金算入限度額が拡充される（資本金×〇・二五％＋当該年度所得×二・五％から、資本金×〇・二五％＋当該年度所得×三・七五％）こととされている。また、企業等の法人からの寄附金については、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う寄附金で、私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの（受配者指定寄附金）については、寄附金全額を損金算入することが認められているところである。

各学校法人が、これらの税制上の特例措置等を積極的に活用して外部資金の導入を図りながら、経営基盤の強化に努めること、ひいては魅力ある教育研究が一層進展することが期待される。



## ④経営困難校への対応

少子化など社会情勢の変化に伴い、私立学校をめぐる経営環境は厳しさを増しており、例えば平成一九年度に入学定員を充足していない私立学校は、大学で約四割、短期大学で約六割となり、とりわけ短期大学での定員割れが前年度より一割悪化している。

このような状況を踏まえ、文部科学省では平成一七年五月に、「私学の自主性の尊重」と「学生の就学機会の確保」を基本とした「経営困難な学校法人への対応方針について」をとりまとめ、この方針に基づき、指導・助言等を通じて、経営に関する支援体制の充実を図っている。また、平成一九年八月には、日本私立学校振興・共済事業団が「私立学校の経営革新と経営困難への対応」を公表しており、この中で、「定量的な経営判断指標」が提示されている。この「定量的な経営判断指標」は、各学校法人が経営状況を自己分析し、経営悪化の兆候を早期発見することを目的とするものであり、これらを効果的に活用し、学校法人の自主的な経営改善に役立ててもらおうよう促している。

平成一九年三月には、文部科学省の委託事業として、日本私立学校振興・共済事業団が、「大学経営強化の事例集―大学経営を成功に導くために」をまとめている。この中に

は、全国の国公私立大学、短期大学における経営基盤強化についての成功事例が多数掲載されており、様々な視点から成功のポイントが解説されている。

厳しい環境の中で、各私立学校は変化する社会のニーズを捉え、教育・研究の質の向上に努めるとともに、それを支える経営基盤の強化を図ることが重要であり、経営困難な状況に陥らないよう不断の改善努力が期待される。

## (四) 高等専門学校の充実

高等専門学校は、中学校卒業後の早い段階から、実験・実習を重視した五年一貫の専門的・実践的な技術教育を特徴とする高等教育機関である。昭和三七年度の創設以来、社会のニーズに対応した学科の改編等を行いつつ、ものづくりの現場を支え、かつ、新しい技術を創造し、発展させる人材を養成する機関として、大きな役割を果たしている。

工業の分野を中心に、平成二〇年四月現在、国立五五校、公立六校、私立三校の計六四校が設置されているが、その教育成果は、産業界から高い評価を得ており、最近の平均求人倍率は二〇倍前後であり、例年一〇〇%近い就職率となっている。

また、卒業後には、高等専門学校専攻科への進学や大学三年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、平成一八年三月の高等専門学校卒業者のうち約四二%に当たる四二四七人が、専攻科や長岡、豊橋の技術科学大学をはじめとする国・公・私立大学等に進学している。

近年、一五歳人口の減少、理科への関心の薄れ、高等教育のユニバーサル化等、高等専門学校を巡る状況が大きく変化しているが、熾烈な国際競争の中で科学技術創造立国を実現する観点から、高等専門学校の一層の充実・強化を図ることが重要となっている。

このことを踏まえ、中央教育審議会において、社会経済環境の変化に対応した国公私を通じた高等専門学校の振興を図るための方策を検討中であり、昨年一〇月には「審議経過報告」がとりまとめられ、さらに議論を深めた上で「最終的な取りまとめ」をいただく予定となっている。

今後、各高等専門学校は、これまで行ってきた実践的な技術者教育の一層の充実のもとより、各地域の個性・特色に根ざした「地域密着型」連携協力の強化を図るなど、地域の活性化にもこれまで以上に積極的に貢献していくことなどが期待されている。

## (五) 専修学校教育の充実

## ①専修学校の役割と現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、昭和五一年に制度が発足して以来、着実に発展してきており、平成一八年度においては、学校数は三四三五校、生徒数は約七〇万人に達している。専修学校は、入学資格の違いにより、高等学校卒業者等を入学資格とする専門課程（専門学校）、中学校卒業者等を入学資格とする高等課程（高等専修学校）及び入学資格を問わない一般課程の三つの課程に分かれている。特に新規高卒者の専門学校への進学率は、平成一九年度では、一六・八%（大学四四・一%、短大六・七%）、また在学生数は約六三万人に及んでおり、高等教育機関としての一翼を担うとともに、高等教育の多様化・個性化を図る上でも重要な役割を果たしている。

## ②専修学校教育の振興のための制度改正

このような専修学校の重要性にかんがみ、これまで様々な制度改正が行われている。

平成七年一月には、専門学校における学習成果を適切に

評価し、その修了者の社会的評価の向上と生涯学習の振興に資することを目的として、修業年限が二年以上で総授業時数が一七〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校の修了者に対して「専門士」の称号を付与できる制度が創設された。

また、平成一一年度からは、修業年限が二年以上で総授業時数が一七〇〇時間以上の専門学校修了者は、大学への編入学が可能となっている。平成一九年度には二七〇九人が大学に編入学しており、制度の着実な普及が図られている。

さらに、専門学校の教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、修業年限が四年以上で総授業時数が三四〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校修了者に対し、「高度専門士」の称号及び大学院への入学資格を付与することができる制度が、平成一七年九月に創設された。平成二〇年二月現在、二四〇校三五九学科が認められている。

### ③専修学校関係予算

予算面に関しては、専修学校の持つ職業教育機能を活用して、高等学校等と連携し、高校生等に対して様々な職業に就くために必要な知識・技能・資格等の事例紹介や職業

体験講座など、多様な職業体験の機会を提供する「専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン」について箇所数の拡充を行うこととしているほか、教育力・基礎力の向上など社会的要請の高い課題に対応する教育方法等について研究開発を委託する「専修学校教育重点支援プラン」を引き続き実施する。

さらに、社会人等の学び直しの機会の充実を図るため、専修学校を活用した職業能力向上のための学習機会の提供など、引き続き専修学校の教育内容等の充実を図ることとしている。

このほか、専門学校に対する大型教育装置・情報処理関係設備の整備費補助、教員研修事業等の施策を行うなど、専修学校教育の一層の振興を図ることとしている。